



石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

平成28年度要求額
216百万円（193百万円）

背景・目的

・石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（平成18年1月）

「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」

・石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）（平成23年6月）

「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」

・石綿の健康影響に関する検討会報告書（平成26年3月）

「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診（仮称）の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる。」

事業目的・概要等

事業概要

（対象者）

かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域の住民

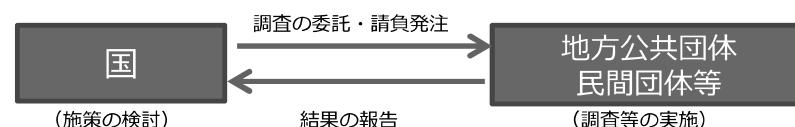
（実施項目※）

石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価、保健指導 等

※肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施

※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

事業スキーム

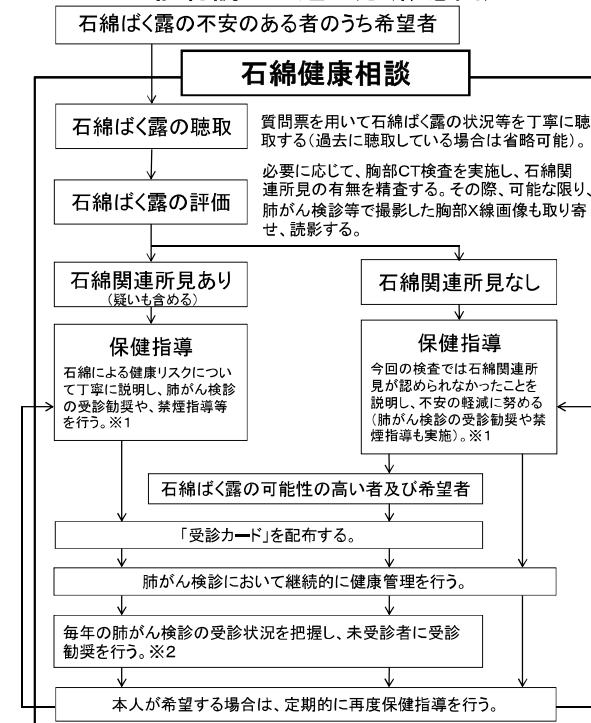


期待される効果

効果的・効率的な健康管理による

- ・石綿ばく露地域の住民の不安の解消
- ・石綿関連疾患の早期発見・早期治療
- ・石綿健康被害救済制度による早期の救済・支援

石綿ばく露者の健康管理に係る 試行調査の進め方（概念図）



イメージ



石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて

1 大阪泉南アスベスト訴訟について

大阪泉南アスベスト訴訟は、大阪府南部・泉南地域の石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々などが、石綿による健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかつたためであるとして、損害賠償を求めた事案です。

この訴訟については、平成 26 年 10 月 9 日の最高裁判決において、昭和 33 年 5 月 26 日から昭和 46 年 4 月 28 日までの間、国が規制権限を行使して石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことが、国家賠償法の適用上、違法であると判断されました。

2 今後のアスベスト訴訟における和解について

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金をお支払いします。

(1) 和解の要件は、次のとおりです。

① 昭和 33 年 5 月 26 日から昭和 46 年 4 月 28 日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。

※労災保険や石綿健康被害救済法による給付を受けている方であっても、上記期間内に労働者として石綿粉じんにばく露する作業に従事した方は対象となります。

② その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。

※「石綿による一定の健康被害」とは、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚などをいいます。

③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

※期間内であるかどうかについては、法律の専門家である弁護士などにお聞きください。

裏面もご覧ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

石綿工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて

(2) 訴訟においては、前記(1)の要件を満たすことについて、日本年金機構発行の「被保険者記録照会回答票」、都道府県労働局長発行の「じん肺管理区分決定通知書」、労働基準監督署長発行の「労災保険給付支給決定通知書」、医師の発行する「診断書」などの証拠によって確認できることを条件として、和解手続を進めることになります。

3 和解によりお支払いする賠償金について

- (1) 和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。
- (2) また、最高裁判決では、国による賠償義務は、賠償基準額の2分の1を限度とすると判断されました。
- (3) このため、和解により国がお支払いする賠償金の額については、疾患の種類や病状に応じた賠償基準額の2分の1を限度として、算定を行います。

4 お問合せ先

詳細については、最寄りの法テラスや弁護士会などにご相談ください。

※法テラスとは、総合法律支援法に基づいて設立された日本司法支援センターの略称であり、司法制度をより国民に身近なものとし、全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにする総合法律支援機関です。

※最寄りの法テラスや弁護士会は、各機関のホームページからご覧いただけます。

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374 (平日 9:00 ~ 21:00 土曜日 9:00 ~ 17:00)

日本弁護士連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>